

★ 健康診断の実施について

○現在巡回での健康診断を実施しておりますが、受診時は次の点にご協力下さい。

- ・健康診断受診票の保険証番号等に誤りがありましたら訂正し、記入漏れのないようにして下さい（再雇用者は、再雇用後の番号に訂正して下さい）。
- ・受診票や問診票などは、健康診断前に、事前に記入して下さい。
- ・健康診断受診票の中に喪失者の受診票がありましたら、資格喪失の表示をして、当日検診機関に返却して下さい。
- ・検診費用（事業主負担分）につきましては、後日検診機関から請求書をお送りしますので、直接検診機関へお支払い下さい。
- ・35歳以上で大腸がん検診を受けられない方は、問診票と併せて配布しております検査容器を検診当日に受付係員へ返却して下さい。
- ・50歳以上の男性被保険者に、前立腺がん検査（P S A）を実施しております。検査方法は採血と併せて実施するため、希望されない場合は検査時に申告して下さい。

※健康診断申込書をまだ提出されていない事業所（工場）については早急に提出して下さい。

★ 東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券について

令和7年度分（4月～3月末）の「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム」利用券の交付申請を受付けております。希望される方は所定の申請用紙にご記入のうえ健康管理課まで提出して下さい。

事務処理の都合上、申請用紙については所定の用紙に手書き等で記入して下さい。自社で用紙を作成される場合は、健保所定の用紙のフォーマットをそのまま作成して下さいますようお願いいたします。

申請用紙記入の際の注意点として、利用予定日欄に必ず利用予定日の記入をお願いします。あくまで予定ですので後日変更されても年度内であれば支障はありません。

年度当初で利用券の交付申請が集中することが見込まれますので、余裕をもって申請書を提出して下さい。

★ クールビズ（ノーネクタイ）の実施について

千葉県機械金属健康保険組合では昨年と同様に5月1日から10月末までの6か月間をクールビズの一環としてノーネクタイを導入いたしますので、宜しくお願い致します。

★ 公告について

- ・ 任意継続被保険者の標準報酬月額

法第47条第2号ただし書に規定する、当健康保険組合の令和6年9月30日における標準報酬月額は36万円となりました。この標準報酬月額は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用することとなります。

- ・ 事業所の削除

事業所名	所在地	削除年月日
株式会社伊藤製作所	習志野市	令和7年2月5日